

大市総第107号

平成30年8月29日

大村市議会議長

大村市議会議員

大村市各行政委員会委員長 殿

大村市監査委員

各報道機関

大村市長 園田 裕史

市議会定例会の招集について（通知）

のことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第159号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月29日

大村市長 園田裕史

1 招集日時 平成30年9月6日（木）午前10時

2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第 5 9 号議案 大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（ 1 ）
- 第 6 0 号議案 大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例……………（ 3 ）
- 第 6 1 号議案 大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（ 4 ）
- 第 6 2 号議案 大村市営住宅条例の一部を改正する条例……………（ 1 4 ）
- 第 6 3 号議案 工事請負契約の締結について……………（ 1 6 ）
- 第 6 4 号議案 工事請負契約の変更について……………（ 1 7 ）
- 第 6 5 号議案 工事施工に関する基本協定の変更について……………（ 1 8 ）
- 第 6 6 号議案 市道路線の認定について……………（ 1 9 ）
- 第 6 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について……………（ 2 0 ）
- 第 6 8 号議案 平成 30 年度大村市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 9 号議案 平成 30 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 0 号議案 平成 30 年度大村市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 1 号議案 平成 30 年度大村市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 2 号議案 平成 30 年度大村市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 3 号議案 平成 29 年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 4 号議案 平成 29 年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 5 号議案 平成 29 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 6 号議案 平成 29 年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 7 号議案 平成 29 年度大村市病院事業決算の認定について
- 第 7 8 号議案 平成 29 年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 9 号議案 平成 29 年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 8 0 号議案 平成 29 年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第 8 1 号議案 平成 29 年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について

- 第82号議案 平成29年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第83号議案 平成29年度大村市モーター埠頭競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第19号 平成29年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 59 号議案

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 53 年大村市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「印鑑の登録を受けている者について、当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。」を削る。

第 14 条第 4 項を削る。

第 14 条の 2 中「民間事業者が設置する」を削る。

第 15 条から第 17 条までを削り、第 18 条を第 15 条とする。

第 19 条中「若しくは証明又は暗証番号の登録」を「又は証明」に改め、同条を第 16 条とする。

第 20 条中「若しくは証明又は暗証番号の登録」を「又は証明」に改め、同条を第 17 条とし、第 21 条を第 18 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 32 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大村市印鑑登録及び証明に関する条例の規定により交付された印鑑登録証は、この条例による改正後の大村市印鑑登録及び証明に関する条例の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

（大村市手数料条例の一部改正）

3 大村市手数料条例（平成 12 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 印鑑登録証兼市民カードの交付の項中「印鑑登録証兼市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

平成 30 年 9 月 6 日提出

大村市長　園　田　裕　史

(提案理由)

証明書自動交付機の運用の廃止等に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第60号議案

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大村市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第7条中「（大村市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される大村市議会議員の選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された大村市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

平成30年9月6日提出

大村市長　園田裕史

（提案理由）

公職選挙法の改正に伴い、政令で定める額の範囲内で、市議会議員選挙のビラの作成を無料とするため、この条例案を提出するものである。

第61号議案

大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大村市福祉医療費の支給に関する条例（昭和48年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の一部」の次に「（以下「福祉医療費」という。）」を加える。

第2条第2号中「満12歳」を「満15歳」に改め、同条第12号中「、身体障害者福祉法」を「及び身体障害者福祉法」に、「ただし書及び」を「ただし書に規定する保護者並びに」に、「第20条第1項に規定する保護者」を「第33条第2項に規定する家族等」に改め、同条中第17号を第19号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

（14）保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

（15）負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項に規定する一部負担金をいう。

第3条第1項中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同項の表左欄第1号中「医療保険各法」の次に「の規定」を加え、「又は」を「、組合員及び」に改め、同欄第2号中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同表右欄第1号イ中「、(ウ)、(エ)又は(オ)」を「又は(ウ)」に改め、同号イ(ア)を削り、同号イ(イ)を同号イ(ア)とし、同号イ(ウ)を削り、同号イ(エ)中「B₂」を「B2」に改め、同号イ(エ)を同号イ(イ)とし、同号イ(オ)中「精神障害者」を「精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が2級及び3級の者」に改め、同号イ(オ)を同号イ(ウ)とし、同条第2項第1号中「第7条に定める額」の次に「を超えるとき」を加え、同項第3号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第4号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改め、同項第5号及び第7号中「同条第5項」を「同条第8項」に改める。

第5条第1項中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同条第2項中「及び医療保険

各法に定める薬剤の一部負担金を支払った場合」を削り、同項第1号中「医療費」を「福祉医療費」に、「次の区分による額」を「医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円（1月につきその額が1,600円を超えるときは、1,600円。以下この条において同じ。）を控除して得た額」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号中「医療費」を「福祉医療費」に、「次の区分による額」を「医療に関する給付を受けたとき（身体障害者手帳に記載されている障害の程度が5級及び6級である者については、病院又は診療所へ入院して医療に関する給付を受けたときに限る。）は、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が4級から6級までである者及び療育手帳に記載されている障害の程度がB2である者については、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

- ア 市町村民税世帯非課税者 2分の1
- イ 市町村民税所得割世帯非課税者 4分の1

第5条第2項第2号に次のように加える。

- ウ 市町村民税世帯課税者 8分の1

第5条第2項第3号中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同項第4号中「医療費」を「福祉医療費」に、「次の区分による額」を「医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、高等学校に在学する母子家庭の子及び父子家庭の子であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から20歳に達する日の前日までの間にある者が病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

- ア 市町村民税世帯非課税者 2分の1
- イ 市町村民税所得割世帯非課税者 4分の1

第5条第2項第4号に次のように加える。

- ウ 市町村民税世帯課税者 8分の1

第5条第2項第5号中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同号イ(ア)中「60歳

以上で扶養義務者と生計を同一にしない所得税非課税者（前年の所得に係る所得税を課されていない者をいう。）」を「所得税非課税者（60歳以上で扶養義務者と生計を同一にしない者で、前年の所得に係る所得税を課されていないものをいう。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ウ イの規定にかかわらず、60歳以上の寡婦が、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であって、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受け、通院に係る負担金の額が800円を超えるときは、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる額

(ア) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額

(ウ) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額

(エ) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に2分の1を

乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(オ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額

(カ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額

エ イ又はウの規定にかかわらず、60歳以上の寡婦が、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であって、同日に当該病院又は診療所において入院することなく1日のみ医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる額

(ア) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得

た額

- (ウ) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 1, 200 円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に 8 分の 1 を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 800 円を控除して得た額に 8 分の 1 を乗じて得た額
- (エ) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 1, 200 円を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 800 円を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (オ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 1, 200 円を控除して得た額に 4 分の 1 を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に 4 分の 1 を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 800 円を控除して得た額に 4 分の 1 を乗じて得た額
- (カ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 1, 200 円を控除して得た額に 8 分の 1 を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に 8 分の 1 を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに 800 円を控除して得た額に 8 分の 1 を乗じて得た額
- オ イの規定にかかわらず、60 歳以上の寡婦が、病院又は診療所へ 2 日以上入院して医療に関する給付を受けた場合であって、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる額
- (ア) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から

保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

- (イ) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額
- (ウ) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額
- (エ) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額
- (オ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額
- (カ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに

1日につき1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額

第5条第2項第6号中「医療費」を「福祉医療費」に改め、「、当該入院日数」を削り、同項第7号中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同号に次のように加える。

ウ イの規定にかかわらず、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であって、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受け、通院に係る負担金の額が800円を超えるときは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額

(ア) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額

(ウ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額

エ イ又はウの規定にかかわらず、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関

する給付を受けた場合であって、同日に当該病院又は診療所において入院することなく1日のみ医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額

(ア) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。

ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額

(ウ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額

オ イの規定にかかわらず、病院又は診療所へ2日以上入院して医療に関する給付を受けた場合であって、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額

(ア) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

に2分の1を乗じて得た額

- (イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額
- (ウ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額

第5条第3項第1号中「A₁」を「A₁」に、「A₂」を「A₂」に、「医療費」を「福祉医療費」に改め、同項第2号中「B₁」を「B₁」に、「医療費」を「福祉医療費」に改め、同項第3号中「B₂」を「B₂」に、「医療費」を「福祉医療費」に改め、同項第4号中「医療費」を「福祉医療費」に改める。

第6条第1項中「医療費の支給」を「福祉医療費の支給」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給資格者等に対し支給すべき額の限度において、当該受給資格者等に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給資格者等に対し福祉医療費の支給があったものとみなす。

第7条の見出し中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同条第1項中「医療費」を「福祉医療費」に、「直系尊属、直系卑属」を「遺族」に改め、同条第2項中「医療費」を「福祉医療費」に改める。

第8条第1項及び第2項中「この条例による医療費」を「福祉医療費」に改める。

第10条の見出し中「医療費」を「福祉医療費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大村市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の保険給付に係る福祉医療費の支給について適用し、施行日前の保険給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

平成30年9月6日提出

大村市長　園　田　裕　史

(提案理由)

子どもに係る福祉医療費の支給対象者の範囲を中学校を卒業するまでの者に拡大し、未就学児に係る福祉医療費の支給方式を現物給付方式とする等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第62号議案

大村市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市営住宅条例（平成9年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第1項ただし書中「場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を、「による」の次に「報告の」を加える。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）」を加える。

第30条第2項中「第8条第2項」の次に「（第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」を「同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは、「第54条において準用する第36条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第1項、第16条（第53条第2項において準用する場合を含む。）及び第30条第2項の規定は、平成31年度以後の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

平成30年9月6日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

公営住宅法の改正に伴い、認知症患者等の収入申告義務の緩和に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第63号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工事名 大村市歴史資料館（仮称）展示工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 148,932,000円
- 4 契約の相手方 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役 高橋 貴志
- 5 竣工期限 平成31年3月29日

平成30年9月6日提出

大村市長 園田 裕史

第64号議案

工事請負契約の変更について

平成28年12月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、平成29年9月6日開催の大村市議会臨時会及び平成30年3月22日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市工業団地整備事業 大村市新工業団地整備工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前 1, 358, 478, 000円

変更後 1, 457, 229, 960円 (98, 751, 960円の増額)

平成30年9月6日提出

大村市長 園田 裕史

第65号議案

工事施工に関する基本協定の変更について

平成27年5月13日開催の大村市議会臨時会において締結の議決を受け、その後、平成28年6月30日開催及び平成29年3月1日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「高縄手橋架替工事」に関する基本協定について、協定金額及び竣工期限を次のとおり変更する。

1 協定金額

変更前 377, 258, 643円

変更後 384, 436, 671円 (7, 178, 028円の増額)

2 竣工期限

変更前 平成31年3月31日

変更後 平成32年3月31日

平成30年9月6日提出

大村市長 園田裕史

第 66 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のように認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1031	坂口町植松3丁目線	坂口町	植松3丁目	
20218	富の原一丁目12号線	富の原一丁目	富の原一丁目	
20219	古賀島町19号線	古賀島町	古賀島町	
30145	植松3丁目1号線	植松3丁目	植松3丁目	
30146	植松3丁目2号線	植松3丁目	植松3丁目	
30147	植松3丁目3号線	植松3丁目	植松3丁目	
30148	植松3丁目4号線	小路口町	植松3丁目	
30149	植松3丁目5号線	植松3丁目	小路口町	
30150	植松3丁目6号線	植松3丁目	植松3丁目	
30151	植松3丁目7号線	植松3丁目	植松3丁目	
30152	植松3丁目8号線	植松3丁目	植松3丁目	
30153	植松3丁目9号線	植松3丁目	植松3丁目	
30154	植松3丁目10号線	植松3丁目	植松3丁目	
40264	諏訪3丁目1号線	諏訪3丁目	諏訪3丁目	
60082	大里町1号線	大里町	大里町	

平成30年9月6日提出

大村市長　園田裕史

第67号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市勤労者センター
- 2 指定管理者 大村市西三城町7番地9
公益社団法人大村市シルバー人材センター
理事長 西 正人
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年9月6日提出

大村市長 園田 裕史